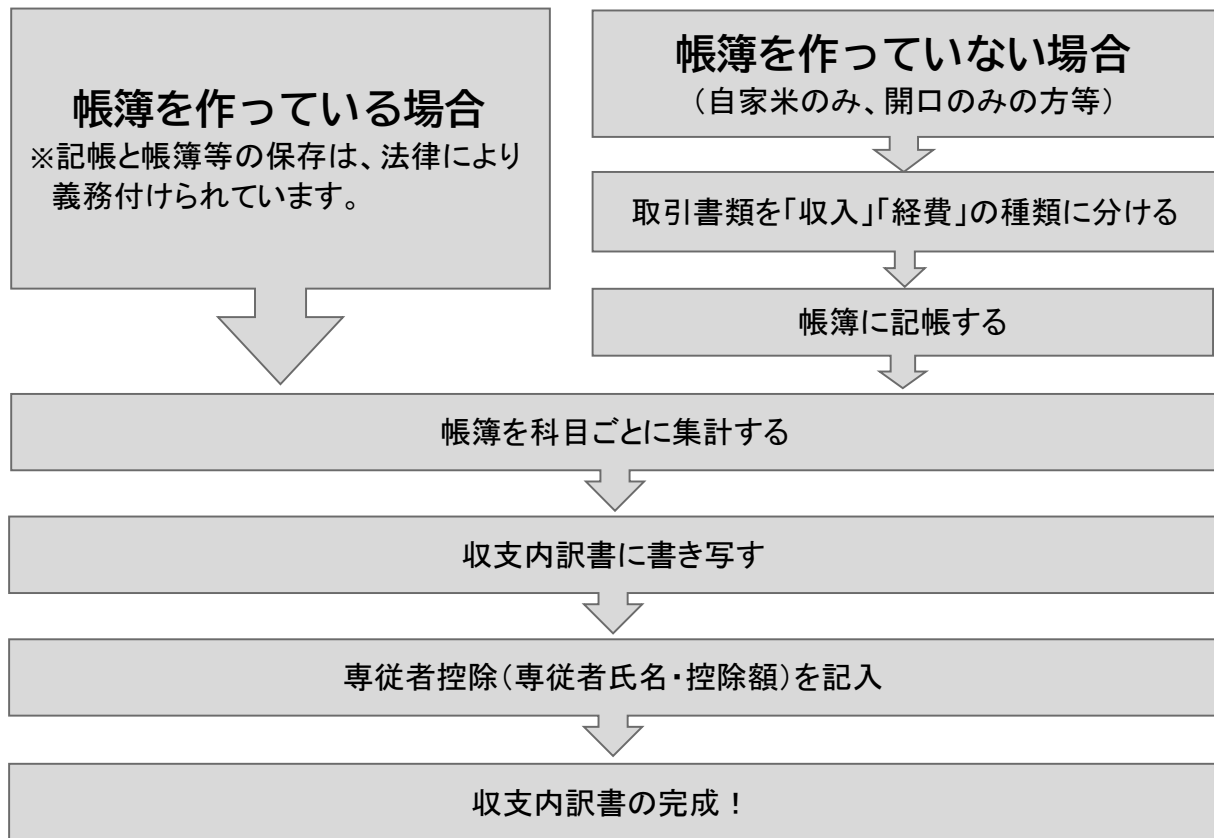


収支内訳書の書き方

【重要】収支内訳書とは…

漁業や農業、自営業などによる事業収入のある方、不動産の貸付による不動産収入のある方が1年間（1月1日から12月31日まで）に生じた「収入」と「経費」を記載し、「所得」を算出するための大切な書類です。所得申告書に添付する必要があるため、必ず作成しましょう。

◆◆◆収支内訳書作成の流れ◆◆◆



◆◆◆収支内訳書を書くときに必要なもの◆◆◆

- (1) 帳簿
- (2) 『収入』『必要経費』の金額が分かる書類（領収書など）
- (3) 前年から継続している減価償却費がある場合は、前年の収支内訳書
- (4) 新たに減価償却資産を取得した場合は、資産の内容が分かる書類と領収書

事業用固定資産を売却した際の収入は、総合譲渡所得として申告を要します。
事業収入には含みませんので、御注意ください。

◆◆◆収支内訳書（農業・不動産以外）の書き方（裏面）◆◆◆
 《ポイント》裏面から書くと簡単！



○売上（収入）金額の明細				○仕入金額の明細			
売上先名	所在地	売上（収入）金額	仕入先名	所在地	仕入金額		
〇〇 組合	南三陸町〇〇〇	1,000,000	△△ 株式会社	南三陸町〇〇〇	500,000		
〇〇 株式会社	南三陸町〇〇〇	5,000,000	△△ 有限会社	南三陸町〇〇〇	500,000		
〇〇 有限会社	南三陸町〇〇〇	1,000,000					
〇〇 商事	南三陸町〇〇〇	1,000,000					
上記以外の上記の売上先の計				上記以外の上記の仕入先の計			
右記①のうち 軽減税率対象 計				右記⑤のうち 軽減税率対象 計			
① 8,000,000				⑤ 1,000,000			

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は 数量	取得 年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 となる金額	償却 方法	耐用 年数	ハ 償却率	ニ 本年中の 償却額	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	摘 要
									本年分の 普通償却費	特別 償却費	本年分の 償却費合計	事業専 用割合	本年分の必要 経費算入額	未償却残高 (期末残高)	
木造建物	50.0㎡	18・7	10,000,000	9,000,000	旧定額	15	0.066	12/12	594,000		594,000	80%	475,200	4,357,000	
シャッター		27・9	600,000	600,000	定額	22	0.046	4/12	9,200		9,200	100	9,200	590,800	
自動車(小型車)	1台	19・1	500,000	26,000				12/12	5,000		5,000	100	5,000	5,000	均等償却
計									608,200		608,200		489,400	4,952,800	

○地代家賃の内訳				○本年中の特殊事情	
支払先の住所・氏名	賃貸物件	本年中の賃借料・特別金	左の賃借料のうち必要経費算入額		
南三陸町〇〇〇 山川 次郎	土地	240,000	192,000		

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)			
支払先の住所・氏名	期末現在の借入金	本年中の左のうちの必要経費算入額	

- A 事業の売上先や売上（収入）金額などを記入し合計します。
- B 商品の仕入先や仕入金額などを記入し合計します。
- C 減価償却費の計算をします。
 ※計算方法が分からない場合は、空欄のままとし、前回申告時に作成した収支内訳書を持参してください。
 ※新たに減価償却資産(建物・自動車等)を購入した場合は、購入した資産の内容が分かる書類(帳簿、領収書など)を持参してください。
- D 地代収入や家賃収入の金額、必要経費を記入します。
- E 利子や割引料の金額、必要経費を記入します。

★収入金額・売上原価（農業・不動産以外）の具体例

科目		具	体	例
収入金額	売上（収入）金額	①	漁業、小売業、製造業、サービス業、建設業、運輸業等の農業・不動産業以外の事業で得た金額	
	家事消費	②	商品等を家庭で消費（親戚等へ無償で贈答した分も含む。）した場合や、事業のために従業員へ現物で支給した場合、「通常の販売金額の70%の金額」または「仕入価格」のいずれか高い方の金額	
	その他の収入	③	空箱の売却代金、手数料、補助金、共済金、種苗の販売代金、つり船代等	
売上原価	期首商品(製品)棚卸高	④	1月1日現在の商品等の棚卸高	
	仕入金額(製品製造原価)	⑤	商品等の仕入金額	
	期末商品(製品)棚卸高	⑥	12月31日現在の商品等の棚卸高	

◆◆◆収支内訳書（農業・不動産以外）の書き方（表面）◆◆◆

※記入漏れが無いように注意してください。



令和 年 収支内訳書（農業・不動産以外） ※ あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載してください

住所	南三陸町志津川000		フリガナ氏名	ミニサンリク タロウ 南三陸 太郎	
事業所所在地	南三陸町志津川000		電話番号	自宅	0000-00-0000
業種名	000販売	屋号	000屋	加入団体	000組合

科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額①	8 0 0 0 0 0 0 0	旅費交通費ニ	1 4 8 0 0 0 0
入客事消費②	F 2 8 4 0 0 0 0	通 信 費ホ	1 6 7 0 0 0 0
その他の収入③	8 0 0 0 0 0 0	広告宣伝費ヘ	2 0 5 0 0 0 0
計④	8 3 6 4 0 0 0	接待交際費ト	1 6 3 0 0 0 0
売掛金(売上)	1 0 0 0 0 0 0 0	損害保険料チ	1 0 5 0 0 0 0
仕入金額(製品製造原価)⑤	1 0 0 0 0 0 0 0	経 費 リ	2 5 9 0 0 0 0
小計(⑤+⑥)	G 2 0 0 0 0 0 0 0	消耗品費ヌ	8 4 8 0 0 0 0
販売商品(製品)の棚卸高⑥	1 0 0 0 0 0 0 0	福利厚生費ル	1 7 7 0 0 0 0
差引原価(⑥-⑦)	1 0 0 0 0 0 0 0	の	H
差引金額(④-⑧)	7 3 6 4 0 0 0	の	
給料賃金⑩	1 2 7 5 0 0 0 0	経	
外注工費⑪		カ	
減価償却費⑫	4 8 9 4 0 0 0	ヨ	
貸 倒 金⑬		タ	
地代家賃⑭	1 9 2 0 0 0 0 0	レ	6 6 0 0 0 0 0
利子割引料⑮	1 4 7 0 0 0 0 0	小 計⑯	2 5 2 7 0 0 0 0
租税公課⑰	1 6 5 0 0 0 0 0	雇 賃 計⑰	4 6 3 0 4 0 0 0
荷造運賃⑱		専従者控除⑱	2 7 3 3 6 0 0 0
水道光熱費⑲	2 2 4 0 0 0 0 0	所得金額⑲	1 8 7 3 6 0 0 0

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合 計	源泉徴収税額
000 〇 (25歳)	12	1,020,000 円	255,000 円	1,275,000 円
I				
計	12	1,020,000 円	255,000 円	1,275,000 円

氏名	(年齢)	続柄	従事月数
南三陸 花子	(40歳)	妻	7
K			

<表裏記入してください>

- F 裏面のAで計算した事業の売上金額などの収入金額を記入します。
※1ページ収入金額・売上原価（農業・不動産以外）の具体例参照。
- G 裏面のBで計算した商品の仕入金額などの売上原価を記入します。
※1ページ収入金額・売上原価（農業・不動産以外）の具体例参照。
- H 事業のために支払った費用（必要経費）を科目ごとに仕訳し記入します。
※3ページ必要経費（農業・不動産以外）の具体例参照。
※4ページ必要経費（漁業用）の具体例参照。
- I 従業員へ支払った給料賃金の内訳を記入します。
※生計を一にする親族への給与賃金は、必要経費とすることができません。
- J 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳を記入します。
- K 事業に専ら従事している親族（事業専従者）について記入します。

事業専従者控除とは？

事業主と生計を一にしている配偶者または親族が、専ら6か月以上事業に従事している場合に受けられる控除のことです。

《控除額は、次のアまたはイの金額のいずれか低い金額です。》

ア 配偶者は86万円、配偶者でなければ専従者1人につき50万円

イ 専従者控除前の所得金額⑲ ÷ (1 + 専従者の数)

★必要経費（農業・不動産以外）の具体例

科 目		按分	具 体 例	必要経費に ならないもの
給 料 賃 金	⑪	×	従業員等に支払う給与・賃金、食費や衣服等の現物で支給したもの等	事業主本人や生計を一にする親族への給料
外 注 工 賃	⑫	×	外部に対して支払った作業料、加工賃	
減 価 償 却 費	⑬	○	事業用建物、車両、機械、機器備品などの償却費	建物、車両のうち、家事使用分の費用
貸 倒 金	⑭	×	得意先、貸付先等の倒産等で、売掛金、貸付金、未収金等が回収不能となった金額	収入金額に計上していない売掛金・未収金
地 代 家 賃	⑮	○	事業用の駐車場、店舗、倉庫などの地代、家賃	自家用車用の駐車場、生計を一にする親族に対して支払う地代・家賃
利 子 割 引 料	⑯	○	事業（運転）資金として借り入れた資金に係る利息 事業用資産購入のために借り入れた資金に係る利息	自宅の建築費用に係る借入金 利子、自家用車購入のためのマイカーローン利息
租 税 公 課	㉑	○	租税・・・事業のために納付した事業税、固定資産税、 自動車税、印紙税、消費税及び地方消費税 公課・・・事業のために納付した商工会議所・商工会、 同業者組合、商店会等の会費	所得税、住民税、国保税、自家用資産に係る固定資産税、加算税、延滞税、交通違反に係る罰金・反則金
荷 造 運 賃	㉒	×	販売商品等の包装材料費、鉄道、船舶、自動車等の運送費、市場手数料、組合手数料等	
水 道 光 熱 費	㉓	○	事業用に使用した上下水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油等の購入代	自家用部分の水道光熱費
旅 費 交 通 費	㉔	○	営業や集金等、事業のためにかかった電車代、バス代、タクシー代、宿泊代等	・親族宅を訪問するための旅行交通費 ・同業者組合等が主催する研修旅行のうち、観光に相当する部分の金額
通 信 費	㉕	○	固定電話料、携帯電話料、船舶電話料、インターネットプロバイダ料、郵送料	家事使用分の費用
広 告 宣 伝 費	㉖	×	広告費用、チラシ、折り込み広告の費用、広告用名入カレンダー、タオル等の作成費用	
接 待 交 際 費	㉗	○	取引先を接待するための飲食費、取引先に対する中元・歳暮、事業関連先に対する慶弔・見舞金	私的付き合い上の慶弔費、事業主・家族等の飲食費、用途不明の交際費
損 害 保 険 料	㉘	○	事業用資産に係る火災保険、自動車保険等の損害保険料	自宅部分の費用、損害保険料のうち積立部分
修 繕 費	㉙	○	事業用資産に係る修繕費、検査料（車検など）	自宅の修繕費、自家用車の修繕費、60万円を超える修繕費（減価償却対象となる）
消 耗 品 費	㉚	○	文房具、包装紙、ダンボールなどの購入費用、車両関係の消耗品購入費用、購入費用が10万円未満または使用可能期間が1年未満の備品・工具の購入費用	家事使用分の費用
福 利 厚 生 費	㉛	○	従業員のために事業主が支出した慰安費用、保健衛生費用、事業主が負担すべき従業員の健康保険、雇用保険等の保険料	家事使用分の費用
雑 費	㉜	○	上記以外の費用で、事業に関連して支払う費用	家事使用分の費用

★必要経費(漁業用)の具体例 (収支内訳書と漁業所得収支計算書の対応表)

※「漁業所得収支計算書」とは、漁業協同組合等で販売している帳簿のことです。

収支内訳書 科目		漁業所得収支計算書 科目		具体例	必要経費に ならないもの
給料賃金	⑪	給料賃金	10	船舶、ワカメ作業、むき子等の雇人費	事業主本人や生計を一にする親族への給料
外注工賃	⑫			外部に対して支払った作業料、加工賃	
減価償却費	⑬	減価償却費	14	事業用の建物、機械、船舶、車両及び養殖施設等の償却費	建物、車両のうち、家事使用分の費用
貸倒金	⑭			得意先・貸付先等の倒産等で、売掛金、貸付金、未収金等が回収不能となった金額	収入金額に計上していない売掛金・未収金
地代家賃	⑮	地代家賃等	13	事業の用に供している土地、倉庫の賃借料、用船料(船舶の使用料、賃借料)等	自宅の家 自家用の駐車場 生計を一にする親族に対して支払う地代家賃
利子割引料	⑯	支払利子	12	事業用設備、資材、船の取得等、事業に関する借入金の利子等	元本返済金
租税公課	㉠	租税公課	1	租税・・・事業のために納付した事業税、自動車税、消費税及び地方消費税、固定資産税 公課・・・漁場行使料、漁協組合費	所得税、住民税、国保税、自家用資産に係る固定資産税、交通違反に係る罰金・反則金、加算税、延滞税
荷造運賃	㉡	市場手数料等	15	市場手数料(消費税含む)、組合手数料等	
水道光熱費	㉢	水道光熱費	6	事業用に使用した水道代、電気代、ガス代	家事使用分の費用
旅費交通費	㉣	旅費交通費	7	事業主・従業員等の出張旅費、宿泊代	家事使用分の費用
通信費	㉤	通信費	8	携帯電話料(船舶電話料含む)、切手代	家事使用分の費用
広告宣伝費	㉥			事業のために宣伝、広告した費用	
接待交際費	㉦	接待交際費	9	取引先を接待するための飲食費、取引先に対する中元・歳暮、漁業に関する慶弔費・見舞金	私的付き合い上の慶弔費、事業主・家族等の飲食費、用途不明の交際費
損害保険料	㉧	損害保険料	11	漁船保険料、事業用車両の保険料、養殖施設の保険料、漁業共済掛金	家事使用分の費用
修繕費	㉨	修繕費	5	船舶、機械器具、漁具、上架料、事業用車両の修理及び車検等	家事使用分の費用、60万円を超える修繕費(減価償却費となる)
消耗品費	㉩	種苗費	2	カキ・ワカメ・ホヤ・ホタテ・コンブ等の種代、種ガキ用原盤、冷凍保管料、銀鮭等の稚魚代等	家事使用分の費用
		施設用資材		浮タル、浮玉、ロープ類、イカリ、土俵、雑糸、長木竹、刺網等	
		生産経費		一輪車、ビニール籠、カマ、カギ、スコップ、身洗タル、パンジョウ、ホース、塩	
		出荷包装資材		出荷タル、木箱、紙箱、ガムテープ、ポリ袋、ロープ、レッテル、バンド	
		飼料代		銀鮭等の餌代	
		作業衣料費		ゴム合羽、前掛、軍手、腕抜、長靴等	
		燃油費	4	船舶の燃料、車両の燃料、ボイル・乾燥機器類の燃料	
福利厚生費	㉪	福利厚生費	16	まかない費や、事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険の保険料や掛金	事業主の食費、生計を一にする者の保険料等
雑費	㉫	雑費	17	上記以外の費用で、事業に関連して支払う費用	家事使用分の費用

◆◆◆収支内訳書（農業用）の書き方（表面）◆◆◆

※記入漏れが無いように注意してください。



令和 年 収支内訳書（農業用） ※ あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載してください。

住所	南三陸町志津川000	業種名	
フリガナ氏名	イリヤ ジロウ 入谷 次郎	電話番号	0000-00-0000
		農園名	00農園

科目	金額(円)	科目	金額(円)
販売金額①	4380000	修繕費リ	1250000
家事消費金額②	2250000	動力光熱費ヌ	2700000
事業消費金額③	300000	作業用衣料費ル	300000
雑収入④	300000	農業共済費金	200000
小計(①+②+③)	4608000	農産物期首の	500000
農産物期首の		期首の	200000
雑収入④		土地改良費カ	200000
小計(①+②+③+④)	4608000	他委託料ヨ	500000
農産物期首の		タ	
雑収入④		レ	
小計(①+②+③+④)	4608000	ソ	
雇人費⑤	1000000	雑費ツ	500000
小作料・賃借料⑥		農産物期首ネ	
減価償却費⑦	501650	以外の	
貸倒金⑧		期首ナ	
利子割引料⑨	133600	雑収入④	
租税公課イ	72100	農産物期首の	
種苗費ロ	84000	期首ナ	
の		雑収入④	
畜畜費ハ		農産物期首の	
他肥料費ニ	200000	期首ナ	
の		雑収入④	
飼料費ホ		農産物期首の	
農具費ヘ	100000	期首ナ	
農業生費ト	100000	雑収入④	
の		農産物期首の	
諸材料費チ	200000	期首ナ	
の		雑収入④	
経費		農産物期首の	
		期首ナ	
		雑収入④	
		小計⑩	1371100
		雑費計⑪	2106350
		専従者控除⑫	1360000
		所得金額⑬	1141650
		のうちの、因用牛について	
		特別の適用を受ける金額	

延日	現金	現物	合計	源泉徴収税額
16	100,000	0	100,000	0
計	100,000	0	100,000	0

支払先の住所・氏名	小作料、賃借料等の別	面積・数量	支払額

氏名	(年齢)	続柄	従事月数
入谷 稲子	(40歳)	妻	7月
入谷 菊男	(20歳)	子	12
	(歳)		
	(歳)		
			延べ従事月数 19

<表裏記入してください>

- D 裏面のAで計算した農産物の販売金額などの収入金額を記入します。
※5ページ収入金額（農業）の具体例参照。
- E 農業のために支払った費用（必要経費）を科目ごとに記入します。
※7ページ必要経費（農業）の具体例参照。
- F 雇人へ支払った給与賃金や現物支給した作物などの内訳を記入します。
※生計を一にする親族への給与賃金は、必要経費とすることができません。
- G 小作料や賃借料の内訳を記入します。
- H 事業に専ら従事している親族（事業専従者）について記入します。

事業専従者控除とは？

事業主と生計を一にしている配偶者または親族が、専ら6か月以上事業に従事している場合に受けられる控除のことです。

《控除額は、次のアまたはイの金額のいずれか低い金額です。》

ア 配偶者は86万円、配偶者でなければ専従者1人につき50万円

イ 専従者控除前の所得金額⑬ ÷ (1 + 専従者の数)

★必要経費(農業用)の具体例

科 目		按分	具 体 例	必要経費に ならないもの
雇 人 費	⑧	×	農作業に従事した雇人に支払う給与・賃金等	事業主本人や生計を一にする親族への給料
小作料・賃借料	⑨	×	農地の賃借料(小作料)、農地以外の土地や建物の賃借料、農機具の賃借料等	家事使用分の費用
減 価 償 却 費	⑩	○	農業用建物、農機具、車両、搾乳牛等の償却費	家事使用分の費用
貸 倒 金	⑪	×	得意先、貸付先等の倒産等で、売掛金、貸付金、未収金等が回収不能となった金額	収入金額に計上していない売掛金・未収金
利 子 割 引 料	⑫	○	農地や農機具等の購入のために借り入れた資金に対する利息等	元本返済金
租 税 公 課	⑬	○	租税・・・農機具や農業用に使用している車両の自動車税、農地や農業用に使用している土地や建物等に課税されている固定資産税 公課・・・農協組合費等	所得税、住民税、国保税、自家用資産に係る固定資産税、交通違反に係る罰金・反則金、加算税、延滞税
種 苗 費	⑭	×	種もみ、苗木、種いも等の購入代	
素 畜 費	⑮	×	繁殖用親牛、肥育用子牛、ひな等の取得費、繁殖用親牛への種付料等	
肥 料 費	⑯	×	化学肥料やたい肥の購入代	
飼 料 費	⑰	×	家畜用飼料の購入代	
農 具 費	⑱	×	取得金額が10万円未満、または使用可能期間が1年未満の農具の購入代	
農 薬 衛 生 費	⑲	×	農薬の購入代、共同防除費やヘリコプター防除の負担金	
諸 材 料 費	㉀	×	ビニール、むしろ、なわ、針金等の購入代	
修 繕 費	㉁	○	農業用に使用している施設、農機具、車両等の修理代、農業用に使用している車両の車検代等	自宅の修繕費、自家用車の修繕費、60万円を超える修繕費(減価償却費の対象となる)
動 力 光 熱 費	㉂	○	農業に使用した電気料、上下水道料、ガス代、灯油やガソリン等の燃料代	
作 業 用 衣 料 費	㉃	○	農作業に必要な衣類、長靴、手袋等の購入代	
農 業 共 済 掛 金	㉄	○	水稻、果樹、家畜等にかかる共済掛金、農業用の資産や車両の損害保険料等	
荷 造 運 賃 手 数 料	㉅	×	農作物を出荷するときの包装代、運送費、農協や市場に支払う出荷手数料	
土 地 改 良 費	㉆	×	土地改良事業の負担金等	
委 託 料	㉇	×	田植え、稲刈り、稲の乾燥等の作業に対する費用	
雑 費	㉈	○	上記以外の費用で、農業に関連して支払う費用(文房具、事務用品代等)	
経費から差し引く 果樹牛馬等の育成費用	㉉	×	果樹・牛馬等にかかる種苗費、種付料、素畜費、肥料・農薬等の投下費用	